

株式会社国際ツーリストサービスの社員の皆様

平成 29 年 11 月 1 日

育児休業は、男性も取得できます！

育児休業（育休）は性別を問わず取得できます

- 「子が1歳に達するまでの間（子が1歳を超えても休業が必要と認められる一定の場合には、子が最長2歳に達するまで）、育児休業をすることができる」と定められています（育児・介護休業法）
 - ・「一定の場合」とは「保育所等への入所を希望し、申込をしたが入所できない場合」、「配偶者が養育する予定だったが、病気等により子を養育することができなくなった場合」を指します

- ◆ 要件を満たした社員が申し出た場合、会社は拒否しません
- ◆ 申し出は、休みたい日の1か月前までに、必要事項を書いた書面などを会社に提出して行います（手続き方法などは〇〇課〇〇係までお問い合わせください）

男性の育児休業（育休）にはこんな特徴があります

- 夫婦で取得すると、1歳2か月まで休業できます（パパ・ママ育休プラス）
- 妻の産休中に夫が休業した場合、夫は2度目も取得できます
- 配偶者が専業主婦でも休業できます

取得例（夫婦で取得したパパ・ママ育休プラスの場合）



株式会社国際ツーリストサービス 行動計画

社員の働き方を見直し、出産時およびもっと子育てに関われるよう支援するため、次のように行動計画を策定する。

1・ 計画期間 平成 29 年 11 月 1 日～平成 34 年 10 月 31 日までの 5 年間

2・ 内容

目標 1：子どもの出生時における育児休業の取得を促進する。育児休業給付、育休中の社会保険料免除の周知や情報提供を行う。

〈対策〉

●平成 29 年 11 月～ 法に基づく制度内容等を回覧などにより社員に周知する。

目標 2：育児休業制度を利用しやすい職場作りを行う。

〈対策〉

●平成 29 年 11 月～ 出産・育児休業等を取得することになった社員に対し、業務の引継ぎスケジュールの作成、労働環境の見直し等をおこなう。
また休業中の職場の情報提供も合わせて実地する。

●平成 29 年 11 月～試行実施し、課題を分析して本格実施の可能性を検討する。